審査基準（公表用）

様式第３号

所管課　　建築住宅課

法令名	建築基準法	法令の番号	昭和２５年法律第２０１号
許認可等の種類	国宝等に指定された建築物の再現に際しての法律の適用除外認定	根拠条項	法第３条第１項４号

審査基準

○建設省通達に準ずる。

・「地方公共団体が文化財として指定した伝統建築物に対する防火及び構造安全性能評価指針」について
（Ｈ１３．３．３０住指発第１２８号）
・伝統的建築物についての建築規制の見直しについて
（Ｈ５．６．２５住指発第２２５号　第二）

※ 建築審査会の同意が必要

受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間　９０日 標準経由期間　日	目次No.	１９